

(別冊)
定住自立圏共生ビジョン
事業費一覧表
<平成25年3月28日 策定 >

(1) 事業費の詳細は、毎年度の予算により定める。

(2) なお、事業費が明確ではないものについては、「⇒」を記載している。(新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。)

1. 生活機能の強化

(1) 医療

① 地域医療ネットワークの充実

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(1)①	上十三地域連携バス・ネットワーク協議会事業	地域包括ケア推進の一環として、医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、地域連携バスの活用による患者紹介など病院間の機能分担を図り、地域医療ネットワークの充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(1)①	十和田湖診療所運営事業	地域医療の身近な窓口として、安心した住民生活に欠かせない一次医療を担う十和田湖診療所の管理運営を行うにあたり、運営経費を負担し、運営の安定化を図る。	56,263	56,263	56,263	56,263	56,263	281,315	青森県へき地診療所運営費補助金 診療所運営事業債(H27年度までの予定)
小坂町	第3条(1)別表第1	1(1)①	十和田湖診療所運営事業	地域医療の身近な窓口として、安心した住民生活に欠かせない一次医療を担う十和田湖診療所の管理運営を行うにあたり、運営経費を負担し、運営の安定化を図る。	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000	
計					57,863	57,863	57,863	57,863	57,863	289,315	

(2) 福祉

① 子育て支援の充実

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	10,150	10,150	10,150	10,150	10,150	50,750	青森県保育対策等促進事業費補助金
三沢市	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	53,500	青森県保育対策等促進事業費補助金
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	51,000	青森県保育対策等促進事業費補助金

六戸町	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(2)①	病児・病後児保育事業	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児(概ね10歳未満の急性期を経過した病中病後の児童)保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	21,000	青森県保育対策等促進事業費補助金
計					35,250	35,250	35,250	35,250	35,250	176,250	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債名等	
					H25	H26	H27	H28	H29		計
十和田市	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	3,820	3,820	3,820	3,820	3,820	19,100	青森県子育て支援特別対策事業費補助金
三沢市	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	3,707	3,707	3,707	3,707	3,707	18,535	青森県子育て支援特別対策事業費補助金
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(2)①	ファミリーサポートセンター事業の研究・検討	地域において、子育ての支援を受けたい方と支援ができる方を会員登録することで、会員同士で助け合う子育て支援事業「ファミリーサポートセンター事業」に関し、対象を関係市町村の住民に拡大することについて、効果的な実施方法の研究を行い、段階的に広域利用を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					7,527	7,527	7,527	7,527	7,527	37,635	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(2)①	保育所広域入所に関する連携	隣接する区域において、児童の住居地以外の保育所の広域入所を推進する。	8,404	8,404	8,404	8,404	8,404	42,020	
小坂町	第3条(1)別表第1	1(2)①	保育所広域入所に関する連携	隣接する区域において、児童の住居地以外の保育所の広域入所を推進する。	2,374	1,200	1,200	1,200	1,200	7,174	
計					10,778	9,604	9,604	9,604	9,604	49,194	

② 認定審査会業務の連携

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	21,639	21,639	21,639	21,639	21,639	108,195	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	12,305	12,305	12,305	12,305	12,305	61,525	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	7,254	7,254	7,254	7,254	7,254	36,270	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	8,517	8,517	8,517	8,517	8,517	42,585	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	5,795	5,795	5,795	5,795	5,795	28,975	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140	20,700	
東北町	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	9,218	9,218	9,218	9,218	9,218	46,090	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(2)②	介護認定審査会事業	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	4,991	4,991	4,991	4,991	4,991	24,955	
計					73,859	73,859	73,859	73,859	73,859	369,295	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	1,911	1,911	1,911	1,911	1,911	9,555	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	1,346	1,346	1,346	1,346	1,346	6,730	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	557	557	557	557	557	2,785	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	618	618	618	618	618	3,090	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	455	455	455	455	455	2,275	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	321	321	321	321	321	1,605	
東北町	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	682	682	682	682	682	3,410	

六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(2)②	障害者介護給付等審査会事業	障害者が障害特性に応じた必要な障害福祉サービスを受けることができるように、自立した生活ができるよう障害程度区分の認定を行う認定審査会業務を上北地方教育・福祉事務組合で行う。	513	513	513	513	513	2,565
計					6,403	6,403	6,403	6,403	6,403	32,015

(3) 教育

① 図書館の相互利用の促進

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	2,254	2,254	2,254	2,254	2,254	11,270	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	3,404	3,404	3,404	3,404	3,404	17,020	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	608	608	608	608	608	3,040	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	8,710	
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館相互利用促進事業	圏域住民に対し、圏域内での図書館において、それぞれの市町村の住民と同一の基準で所蔵資料の館外貸出を行うこと等、圏域の住民が利用しやすい図書館閲覧環境を構築する。 圏域内の各図書館ホームページを相互にリンクし、関係市町村の図書館ホームページにリンクを貼る等、圏域の図書館情報を住民に提供する。	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	6,930	
計					9,394	9,394	9,394	9,394	9,394	46,970	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	幅広い蔵書の充実に努める。	16,979	11,905	11,905	11,905	11,905	64,599	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	幅広い蔵書の充実に努める。	5,460	5,460	5,460	5,460	5,460	27,300	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	

七戸町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	500	500	500	500	500	2,500	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	900	900	900	900	900	4,500	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	300	300	300	300	300	1,500	
東北町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	20,325	
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(3)①	図書館蔵書充実事業	基本的な蔵書の充実に努める。	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
計					32,204	27,130	27,130	27,130	27,130	140,724	

② 生涯学習情報の提供

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(3)②	生涯学習情報提供事業	各市町村が実施している各種講座等について、圏域内の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して地域住民への周知する体制を段階的に構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

③ 英語教育の充実

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	113	113	113	113	113	565	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	2,171	2,171	2,171	2,171	2,171	10,855	

野辺地町	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	36	36	36	36	36	180
七戸町	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	49	49	49	49	49	245
六戸町	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	20	20	20	20	20	100
横浜町	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	32	32	32	32	32	160
東北町	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	51	51	51	51	51	255
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	35	35	35	35	35	175
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(3)③	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実を図るため、英語指導法に関する研究会や児童・生徒のスピーチコンテスト等を開催する。また、英語の実践的な訓練の場として、教員を対象とする研修会等を開催する。 小中の接続を効果的に行うために英語教育カリキュラム等に関する調査・研究を行う。	46	46	46	46	46	230
計					2,553	2,553	2,553	2,553	2,553	12,765

④ 教育事務の委託

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(3)④	教育事務の委託	県境を越えて隣接する区域における関係町の教育事務について、中心市が委託を受けて処理する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
小坂町	第3条(1)別表第1	1(3)④	教育事務の委託	県境を越えて隣接する区域における関係町の教育事務について、中心市が委託を受けて処理する。	220	440	440	660	660	2,420	
計					220	440	440	660	660	2,420	

(4) 産業振興

① 広域観光の推進

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

六戸町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
横浜町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東北町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
小坂町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光会議の開催	民間企業や関係団体も交えた圏域全体としての広域観光会議(仮称)を開催し、圏域の観光施策の検証と圏域全体としての広域的な観光推進事業の在り方を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	1,997	615	615	615	615	4,457	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	1,341	431	431	431	431	3,065	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	64	64	64	64	64	320	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	287	287	287	287	287	1,435	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	240	240	240	240	240	1,200	

六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
小坂町	第3条(1)別表第1	1(4)①	広域観光振興推進事業	広域観光会議(仮称)での議論を踏まえ、既存の広域観光マップ事業の深化を図るとともに圏域内の主な観光起点からの広域的な観光ルートを開発し、圏域全体のイベント情報などの情報発信やプロモーションを行い、新規誘客を図る。既存の観光地のみでなく、紹介されていない史跡や景勝地の紹介等地域観光資源の発掘に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
計					3,929	1,637	1,637	1,637	1,637	10,477

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(4)①	十和田湖観光誘客事業	十和田湖畔地区で、自然にやさしい十和田湖のブランドイメージが全国に定着するよう、年間を通してエコロジー事業等を展開し、観光振興を図る。当該地域が青森県・秋田県の県境に位置することから、小坂町と連携し観光誘客策の検討を行うとともに、イベントの開催や情報発信等を実施する。	3,660	3,120	3,120	3,120	3,120	16,140	
小坂町	第3条(1)別表第1	1(4)①	十和田湖観光誘客事業	十和田湖畔地区で、自然にやさしい十和田湖のブランドイメージが全国に定着するよう、年間を通してエコロジー事業等を展開し、観光振興を図る。当該地域が青森県・秋田県の県境に位置することから、十和田市と連携し観光誘客策の検討を行うとともに、イベントの開催や情報発信等を実施する。	2,440	2,080	2,080	2,080	2,080	10,760	
計					6,100	5,200	5,200	5,200	5,200	26,900	

② 特産品の販路拡大

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	2,309	2,309	2,309	2,309	2,309	11,545	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	7,208	7,208	7,208	7,208	7,208	36,040	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	348	348	348	348	348	1,740	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	4,539	4,539	4,539	4,539	4,539	22,695	
東北町	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	6,950	5,200	5,200	5,200	5,200	27,750	青森県市町村元気事業費補助金
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	3,984	3,984	3,984	3,984	3,984	19,920	

おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(4)②	特産品の販路拡大	圏域の特産物(農産物・畜産物・水産物等)に関する情報を相互に提供し合い、これらの特産物の販路拡大を図っていく。 また、圏域内の特産物等による地域ブランド化を推進する。	40,412	40,412	7,869	7,869	7,869	104,431	雇用復興推進事業臨時特例交付金
計					68,250	66,500	33,957	33,957	33,957	236,621	

(5) 防災・消防

① 防災

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	171	171	171	171	171	855	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	28	28	28	28	28	140	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	200	200	200	200	200	1,000	
東北町	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(1)別表第1	1(5)①	防災体制整備・地域防災計画等の情報共有等	大規模災害時における相互応援体制を含め圏域内の防災計画等の情報の共有を図る。 圏域市町村間で協議の上、段階的に合同研修や訓練等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					399	399	399	399	399	1,995	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(5)①	災害時の消防出動相互応援事業	各消防本部管轄区域において相互応援出動による効果が期待できる地域(以下、「応援地域」)について、相互応援出動する。 応援地域の実態を把握するため、必要な資料の交換及び応援地域の視察を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
小坂町	第3条(1)別表第1	1(5)①	災害時の消防出動相互応援事業	各消防本部管轄区域において相互応援出動による効果が期待できる地域(以下、「応援地域」)について、相互応援出動する。 応援地域の実態を把握するため、必要な資料の交換及び応援地域の視察を行う。	5,135	5,135	5,135	5,135	5,135	25,675	
計					5,135	5,135	5,135	5,135	5,135	25,675	

② 消防

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(1)別表第1	1(5)②	消防指令業務共同運用等事業	平成28年度からの運用開始を目指し、消防救急無線デジタル化を含む圏域内の消防指令業務の共同運用に関する調査・検討を行い、実施設計等の共同運用実施に向けた取組を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

(6) ライフライン

① 簡易水道の共同利用の研究・検討

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(1)別表第1	1(6)	簡易水道の共同利用の研究・検討	効果的かつ効率的な簡易水道の運営を図るため、共同利用に関する研究・検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
小坂町	第3条(1)別表第1	1(6)	簡易水道の共同利用の研究・検討	効果的かつ効率的な簡易水道の運営を図るため、共同利用に関する研究・検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

2. 結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

① 地域公共交通

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

横浜町	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東北町	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(1)	圏域公共交通会議(仮称)の開催	事業者及び関係市町村が合同で圏域内の公共交通網について情報共有や議論を行う場としての「圏域公共交通会議」(仮称)を開催し、公共交通ネットワークの維持に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	157,000	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	60,275	60,275	60,275	60,275	60,275	301,375	
野辺地町	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	15,673	15,673	15,673	15,673	15,673	78,365	
六戸町	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	5,700	
横浜町	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000	
東北町	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	11,257	11,257	11,257	11,257	11,257	56,285	
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	14,244	14,244	14,244	14,244	14,244	71,220	
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(1)	生活交通路線維持事業	圏域公共交通会議の議論を踏まえ、圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線を維持するため、運行事業者等に対して支援を行う。 また、コミュニティバス運行事業者に対して補助を行うとともに、コミュニティバスの利用環境整備及び利用促進に取り組む。	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	8,665	
計					149,282	149,282	149,282	149,382	149,382	746,610	

(2) インフラ整備に関する要望活動等
① インフラ整備に関する要望活動等

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

三沢市	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	4,782	25	25	25	25	4,882	
野辺地町	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	8	8	8	8	8	40	
六戸町	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(1)	青い森鉄道利用促進等事業	青森県、関係市町村及び事業者等の関係機関と連携して、青い森鉄道の各種利用促進活動に取り組む。また、青い森鉄道の利便性向上及び利用環境改善のため、駅関連施設及び駅周辺施設等の整備を図る。	22	22	22	22	22	110	
計					7,812	3,055	3,055	3,055	3,055	20,032	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債名等	
					H25	H26	H27	H28	H29		計
十和田市	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(2)	道路等のインフラ整備に関する要望	圏域内の市町村間を繋ぐ幹線道路等のインフラ整備に関する要望活動を圏域として一体的に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	50	50	50	50	50	250	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
野辺地町	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
六戸町	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
横浜町	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
東北町	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(2)	三沢空港振興会事業	三沢空港の利便性向上のため、発着路線の拡充など関係機関への要望活動やプロモーション活動等を実施する。 需要を喚起するための利用促進活動及びPR活動等を積極的に実施する。	10	10	10	10	10	50	
計					2,120	2,120	2,120	2,120	2,120	10,600	

(3) 公共施設の相互利用

① 公共施設の相互利用の促進

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置づける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置づける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置づける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置づける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

六戸町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置つける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
横浜町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置つける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東北町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置つける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置つける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置つける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
小坂町	第3条(2)別表第2	2(3)	公共施設の相互利用促進事業	関係市町村の文化・スポーツ施設等のうち、圏域住民が利用する施設と位置つける施設について検討・調整を行い、 ①まずは、圏域間で施設の利用情報について共有すること等から取組みつつ ②市町村民と市町村外住民に使用料金格差を設けているなどの制約がある場合には、段階的にその調整を図り、 圏域内施設の相互利用促進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 文化・芸術

① 美術館、記念館等の企画展等の充実

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(4)	あおもりアートぐれっとバス事業	十和田市現代美術館、寺山修司記念館、鷹山宇一記念美術館において、3館共通バスポートの販売を行う。また、3館が連携して広報等を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(4)	あおもりアートぐれっとバス事業	十和田市現代美術館、寺山修司記念館、鷹山宇一記念美術館において、3館共通バスポートの販売を行う。また、3館が連携して広報等を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(2)別表第2	2(4)	あおもりアートぐれっとバス事業	十和田市現代美術館、寺山修司記念館、鷹山宇一記念美術館において、3館共通バスポートの販売を行う。また、3館が連携して広報等を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

(5) 圏域内の交流促進

① 各種イベント情報等の共有・活用

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組む。 圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	666	666	666	666	666	3,330	
三沢市	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組む。 圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	318	318	318	318	318	1,590	

野辺地町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	4,494	4,494	4,494	4,494	4,494	22,470
七戸町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	289	289	289	289	289	1,445
六戸町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000
横浜町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	200	200	200	200	200	1,000
東北町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	64	64	64	64	64	320
六ヶ所村	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
おいらせ町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	63	63	63	63	63	315
小坂町	第3条(2)別表第2	2(5)	イベント交流事業	圏域におけるイベント情報や地域資源を共有し、祭りや各種イベント等において周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取組む。圏域全体の活性化・交流促進を目的としたイベントがある場合には、支援を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
計					8,294	8,294	8,294	8,294	8,294	41,470

3. 圏域マネジメント能力の強化

(1) 人材育成

① 圏域市町村職員の育成

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	962	962	962	962	962	4,810	
三沢市	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	354	354	354	354	354	1,770	行政経営推進プラン強化促進事業助成金
野辺地町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

東北町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	1,053	1,053	1,053	1,053	1,053	5,265	
小坂町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員研修交流事業	各市町村において実施している職員研修に、他の関係市町村の職員を受け入れる。また、必要に応じ、合同で行うことが効率的、効果的とされたテーマについては、合同での研修を企画立案し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					2,369	2,369	2,369	2,369	2,369	11,845	

市町村名	協定上の位置付け	ビジョン上の位置付け	事業名	事業概要	事業費(千円)						補助金・起債名等
					H25	H26	H27	H28	H29	計	
十和田市	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
三沢市	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
野辺地町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
七戸町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六戸町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
横浜町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
東北町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
六ヶ所村	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
おいらせ町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
小坂町	第3条(3)別表第3	3(1)	職員人事交流事業	関係市町村において協議の上、必要に応じて職員の相互交流(派遣)を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
計					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

事業費計	489,741	474,014	441,471	441,791	441,791	2,288,808	
------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	--